

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
神奈川県 二宮町	二宮神奈中ハイヤー(株)	(1) 富士見が丘・松根系統	444	444	-	デマンド型	別表②(2)	(鉄道) JR東海道線 二宮駅 (路線バス) 神奈川中央 交通	③
	二宮神奈中ハイヤー(株)	(2) 山西系統	12	12	-	デマンド型	別表②(2)		③
	相模中央交通(株)	(3) 富士見が丘・松根系統	280	280	-	デマンド型	別表②(2)		③
	相模中央交通(株)	(4) 山西系統	7	7	-	デマンド型	別表②(2)		③
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				743					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				743			国庫補助 上限額(千 円)	2564	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フリーター系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名 二宮神奈中ハイヤー㈱

29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合	ハ	ス	事	業	・	自	家	用	有	債	旅	客	運	送
	営業収益	437	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	437	千円							
	営業費用	1,346	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	1,346	千円							
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	営業損益	909	千円	営業外損益	千円	経常損益	909	千円							
	台	16	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間	60.0	経常収支率	%								

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助プロジェクト名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ニ木	地域時間当たり 標準経常費用 ^	時間当たり経常費用 ホ÷ヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=ニチ
相模プロジェクト	1,402円08銭	2,732円72銭	1,402円 08銭	455円 20銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロジェクト名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助プロジェクト外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助プロジェクト市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域							
相模	1	正土地区に在る路線 長谷地区の路線	山西系統	山西地区	244	938	1	0	0	100%	938
	2	山西系統	山西地区		244	26	1	0	0	100%	26
	3										
	4										
合計	系統					1	0	0	0		

補助プロジェクト名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	T×T以下の額:カ	T×T以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	カーヨ=タ	タ×ヨ=ツ	補助対象経費	ネ	補助対象経費の1/2	ネ×1/2=ナ	匡庫補助上限額	匡庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれか少ないほうの額)
相模	1	1,315,151	円	426,977	円	888,174	円	888,174	円	444,087	円		
	2	36,454	円	11,835	円	24,619	円	24,619	円	12,309	円		
	3		円		円								
	4		円		円								
合計		1,351,605	円	438,812	円	912,793	円	912,793	円	456,392	円	2564	千円

補助プロジェクト名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
相模	1	888,174 円	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
													2
	3	円	△	△	△	△	△	△	△	△			
	4	円	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計		912,793 円	456,793 円	円	% 456793	円	100 %	円	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

1「補助プロジェクト名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。

2乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第3編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家所有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。

6申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

7地域時間当たり標準経常費用は、補助プロジェクトを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

8計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

9「1回当たりサービス提供時間」については、【1回あたり平均運行時間】＋【1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数】により算出すること。

10「1回当たりサービス提供時間」、「補助プロジェクト外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。

11「同一補助プロジェクト市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助プロジェクト内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助プロジェクトが異なる市区町村外乗入部分には(×)に記載すること。

12「補助プロジェクト外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(%)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

13「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

14「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

15「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

16「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

17「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

18サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。

19待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかつた時間をいう。但し、休憩時間及びその他の事業に従事している時間は含まない。

20回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。

21複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ツ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」〔補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く〕及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	三宮町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	5113
交通不便地域	617

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
468	富士見が丘地区	関東運輸局長指定
149	山西地区	関東運輸局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
617	$617 \times 150\text{円} \times 0.7 + 250\text{万円}$	2,564,785円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)